

第一種動物取扱業を 始める方へ

大阪市動物管理センター分室

〒537-0014

大阪市東成区大今里西1-19-29

(東成区保健福祉センター分館)

TEL : 06-6978-7710

FAX : 06-6972-9154

◎広告と表示

顧客が登録を受けた適法な業者であるかどうかを容易に判断できるように、業活動の広告（インターネットのホームページ、ブログ、SNS、チラシ等）には、各広告ごとに氏名・登録番号等の記載が義務付けられています。

動物の販売にあたっては、個体ごとに動物を目視又は写真等により、顧客が容易に確認できるようにすることや、容易な飼育や保管の助長を防止するため、動物に関して誤った理解を与えることのない内容にすることが求められています。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）（以下、基準省令という。）第二条第七号ケ、第二条第七号フ

○業活動に関する広告の表示方法

- ① 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
- ② 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

○販売動物の表示方法

販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時等の標準体重、標準体長等からだの大きさに係る情報
- ③ 性別の判定結果
- ④ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑤ 生産地等
- ⑥ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

表示忘れに
ご注意！



◎標識や名札の掲示

第一種動物取扱業者は、登録した業者であることを一般の顧客からわかりやすくするために、事業所ごとに顧客の出入り口から見やすい場所に標識を掲示しなければならないこととされています。(法第18条、規則第7条)

標識は動物取扱業者自ら作成することとされていますが、登録証でもこれに代えることが可能です。

<標識に記載する事項>

- ① 第一種動物取扱業の氏名（法人にあっては名称）
- ② 事業所の名称
- ③ 事業所の所在地
- ④ 登録に係る動物取扱業の種別
- ⑤ 登録番号
- ⑥ 登録の年月日
- ⑦ 有効期間の末日
- ⑧ 動物取扱責任者の氏名

また、事業所以外の場所で営業をする場合（出張トリミング、出張訓練、送迎等）にあっては、上記①から⑦までの項目について記載した識別章（名札のようなもの）を顧客と接する職員すべてについて、胸部等、見やすい位置に掲示する必要があります。(規則第7条)

動物の販売行為について：令和2年6月1日から施行された法改正により事業所以外の動物の販売行為は禁止となりました。(法第21条の4)

様式第10（第7条ただし書関係）

第一種動物取扱業者識別章	
①氏名又は名称	
②事業所の名称	
③事業所の所在地	
④第一種動物取扱業の種別	
⑤登録番号	
⑥登録年月日	年 月 日
⑦有効期間の末日	年 月 日

備考 この識別章の大きさは、日本工業規格 A7 以上とすること。

第一種動物取扱業者標識	
①氏名又は名称	
②事業所の名称	
③事業所の所在地	
④第一種動物取扱業の種別	
⑤登録番号	
⑥登録年月日	年 月 日
⑦有効期間の末日	年 月 日
⑧動物取扱責任者	

備考 この標識の大きさは、日本工業規格A4以上とすること。

◎動物取扱責任者研修会

当該事業所に専属の動物取扱責任者を常勤の職員の中から 1 名以上選任して配置することが義務付けられています。

また、動物取扱責任者は、自治体によって開催される研修会を受講することとされています（法第 22 条、規則第 9 条～10 条）。

動物取扱責任者制度が設けられた趣旨は、事業所ごとに責任者を配置することで、動物の飼養管理などについて普段から地道な改善を促すこと、現場で自治体職員が動物取扱業者を指導する際に「責任者は不在です」と指導を回避するようなことがないように行政指導等の窓口を明確にすること、さらには自治体を実施する研修を受講することにより最新の知見を習得し、当該事業所の他の職員へ伝達することです。

動物取扱責任者の知識や技術に関する主な資格要件としては、専属の常勤職員であること以外にも、下記の事が定められています。

- ① 獣医師（獣医師法第 3 条による免許取得者）
- ② 愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法第 3 条による免許取得者）
- ③ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに半年間以上の実務経験または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること
- ④ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに半年間以上の実務経験または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること

◎販売(現物確認・対面説明)及び貸出しに際しての情報提供

【販売業】

当該動物を購入しようとする者に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せる（現物確認）とともに、対面により、書面を用いて必要な情報を提供（対面説明）しなければならない。また、情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて、顧客に署名等による確認を行わせること。（法第 21 条の 4、規則第 8 条）

- * 飼育放棄や虐待につながるおそれの高い安易な飼養を防止するため、顧客に対して、あらかじめ、現物を確認させ、対面で十分な説明をしなければなりません。
- * 第一種動物取扱業者を相手方として販売する場合にあっては、2～10 までに掲げる

情報については必要に応じて説明すること。（現物確認・対面説明の義務は免除）

【貸出し業】

貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるようにあらかじめ、1, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 13, 18に掲げる情報を貸出し先に対して提供すること。

施行規則 第8条	内容	具体的記載内容の例
1	品種等の名称	ヨークシャーテリア、ヒマラヤン、十姉妹など動物の品種名
2	性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	生体になったときの標準体重、標準体長など（専門書などを参考）
3	平均寿命その他の飼養期間に係る情報	平均寿命など（専門書などを参考）
4	飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	動物の大きさや習性に応じた適当な広さや材質、付属施設（遊具、隠れ場など）、逸走防止構造など
5	適切な給餌及び給水の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給餌の回数や内容（動物種によっては、与えてはいけない食べ物も記載）、量、給餌器具など ・ 給水は、常時新鮮な水が飲める状態を保つための方法、器具
6	適切な運動及び休養の方法	動物の習性などに応じた必要な運動、休息及び睡眠の確保ができるような方法
7	主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	<p>当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法など</p> <p>≪ペット動物販売業者用説明マニュアル（環境省発行）などを参照≫</p>
8	不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）	去勢手術・不妊手術の方法、手術のメリット・デメリット、予想される費用の案内
9	8に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）	オス・メスの分別飼育、避妊薬の投与、ホルモン剤の埋込みなど
10 [*]	遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	<p>下記関係法令の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の愛護及び管理に関する法律 ・ 狂犬病予防法 ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

11	性別の判定結果	オス・メス (動物の種類や幼齢などの理由で性別判定が不能の場合は不明と記載)
12	生年月日(輸入された動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)	○年○月○日生まれ
13	不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る)	哺乳類の不妊又は去勢措置の実施の有無
14*	繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては、当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)	繁殖者の氏名(法人の場合は名称)・登録番号(または所在地) ・輸入された動物で、繁殖者が不明な場合: 動物輸出者の氏名(法人の場合は名称)、所在地 ・譲渡された動物で、繁殖者が不明な場合: その動物を譲渡した者の氏名(法人の場合は名称)、所在地
15	所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る)	現在の所有者の氏名などの情報
16	当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	・病歴 (疾病名、発症年月日、薬の種類、治療経過など) ・ワクチン接種状況 (接種年月日、種類、ワクチンの効果) ・投薬歴(抗生物質の種類など)
17	当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く)	親や同腹子における遺伝性疾患の発生状況
18	1~17に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項	手入れ(ブラッシング、爪切りなど)、しつけなどの方法等

10* : 狂犬病予防法

(登録)

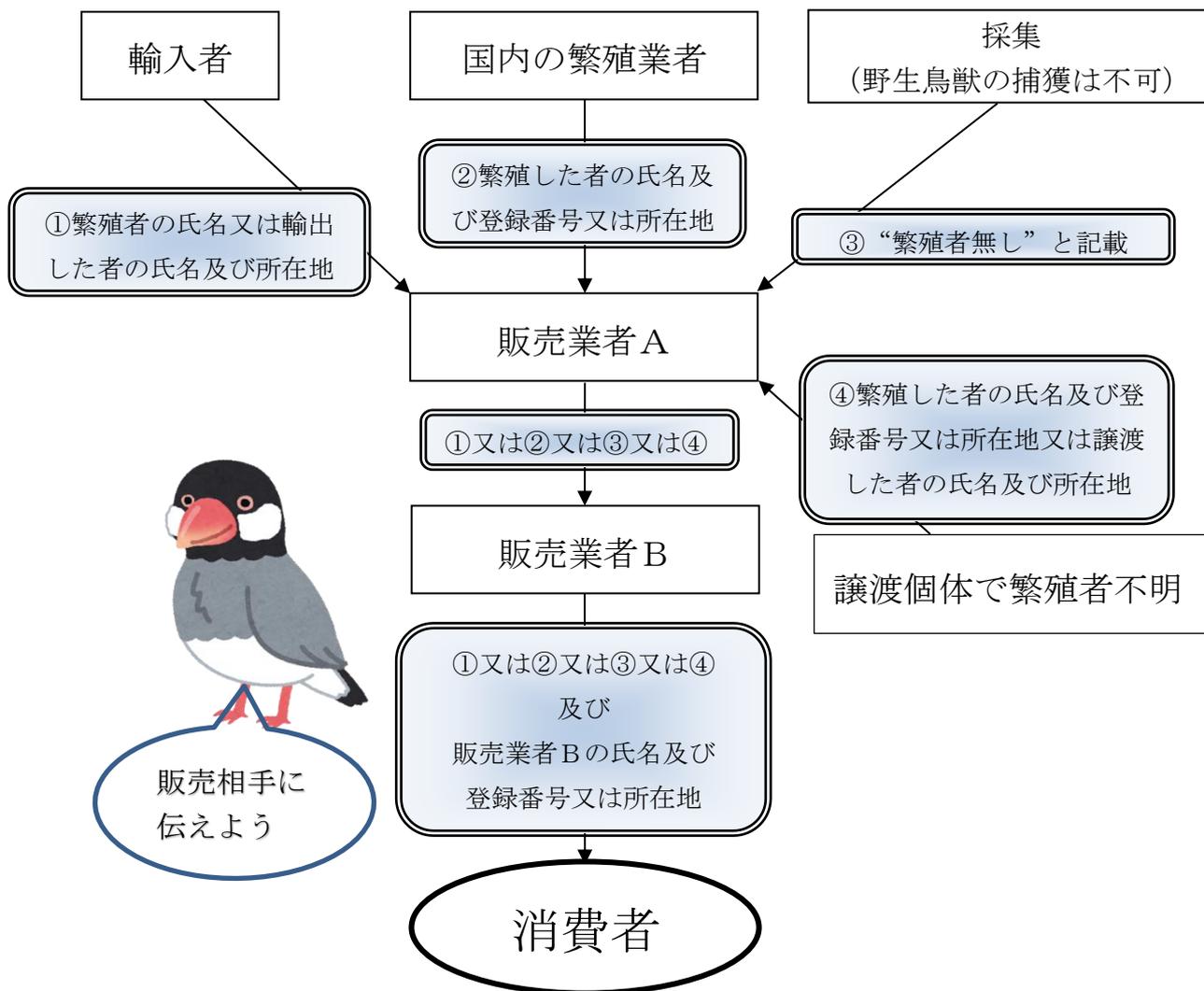
第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令に定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村町を経て犬の登録を申請しなければならない。

(予防注射)

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならない。

14* : 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地についての
 情報提供の伝達ルール



- * 転売を繰り返し、仲介業者が多数ある場合は、最低でも②と直近で当該動物を購入した者の氏名及び登録番号又は所在地の情報を提供する。
- * ①又は②又は③の情報は全ての売買において情報提供が義務付けられている

◎夜間展示について

犬または猫の展示時間は午前 8 時から午後 8 時までとされ、午後 8 時以降の犬または猫の取扱い等に制限が設けられている。

下記のいずれにも該当する猫を「特定成猫」とし、午後 8 時から午後 10 時までの間においても、展示を行うことができる。

- ① 生後 1 年以上であること
- ② 午後 8 時から 10 時までの間に展示される場合には、休息できる設備^{*1}に自由に行動できる状態^{*2}で展示されていること

※1：顧客等との接触、顧客等の視線及び照明・音響にさらされている状態から避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備

※2：休息できる場所又は設備に当該猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている

1 日の特定成猫の展示時間は 12 時間を超えてはならない。高齢猫（生後 11 年以上の猫を目安とする）の展示を行う場合には、当該猫に定期的に健康診断を受けさせる等、健康に配慮した取扱いに努めること。



◎動物用医薬品の販売について

- ・動物用医薬品とは？（医薬品医療機器等法第 2 条）
動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされているものであって、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品等）でないもの
- ・動物用医薬品の販売には許可が必要です
- ・許可の申請は、

大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課 畜産衛生グループ

TEL 06-6941-0351

FAX 06-6613-6276

◎犬、猫へのマイクロチップ装着に関する制度について

・マイクロチップとは？

直径 2mm、長さ 12mm 程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。記録された 15 桁の固有の番号を専用リーダーで読み取り、指定登録機関に登録された飼い主情報と照合することで飼い主を特定できます。

- ・令和 4 年 6 月 1 日から、犬猫販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫に対してマイクロチップの装着及び環境省データベースへの登録も義務となります。
- ・動物販売業者は犬又は猫を取得した日から 30 日を経過する日（取得した日が 90 日齢以内であれば 120 日齢まで）、もしくは販売する日のいずれか早い日までにマイクロチップの装着及び登録が必要となります。
- ・報酬を受け取って、代わりにマイクロチップの登録の申請や変更登録の申請を行うと行政書士法に違反となります。
- ・報酬にはシステム管理費や人件費、パック料金等の形で登録手数料の 300 円以外に上乗せして徴収することも含まれます。行政書士に依頼されるかお客様に登録の申請をしていただくよう、御案内してください。
- ・ブリーダーやペットショップなどの犬猫等販売業の方が取得した犬又は猫に対して、マイクロチップの装着及び情報登録を怠った場合には、飼養管理基準省令の遵守違反として、都道府県知事等による勧告、命令、登録の取消し等の対象となります。

環境省データベースへの登録はこちらから
(<https://reg.mc.env.go.jp/>)



令和 4 年 6 月 1 日以降に犬猫を販売する場合

	マイクロチップ	販売者		購入者			
		マイクロチップ 装着	登録情報への登録	販売事業者		販売事業者以外	
令和4年5月31日までに 所有していた犬猫を販売	装着なしの場合	努力義務	— (装着した場合は義務)	義務	義務	努力義務	— (装着した場合は義務)
	装着済の場合	(済)	義務	(済)	義務 (変更手続き)	(済)	義務 (変更手続き)
令和4年6月1日以降に 所有することになった犬猫を販売		義務	義務	(済)	義務 (変更手続き)	(済)	義務 (変更手続き)

◎狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例について

・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録

犬の所有者は狂犬病予防法に基づき、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、厚生労働省令に定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村町を経て犬の登録を申請しなければならない。

・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）とは？

所在地を管轄する市町村がワンストップサービス化に参加している場合には、犬にマイクロチップを装着し、環境省データベースへ登録を行ってれば、狂犬病予防法の特例として犬の登録申請や届け出とみなされ、市町村窓口での手続きや鑑札の装着義務が不要となる制度です。大阪市は当該制度に令和 4 年 11 月 1 日から参加しています。

・ 毎年の狂犬病ワクチンの接種、狂犬病予防注射済票装着については変わらず義務があります。



◎記録台帳の整備及び保管

遵守基準のうち、以下の項目については、台帳を調製し、その履行状況の記録を残す必要があります。(規則第8条第7号、細目第2条第3号、第5条第1号カ、第5条第3号ハ、第6条第4号、「販売業者」は規則第10条の2、その中で「犬猫等販売業者」は法第21条の5、法第22条の6も)

- * 台帳は5年間保管しなければなりません。
- * 行政の立入検査時に提示を求めることがあります。
- * 書式は参考のため、記録すべき項目が記載されていればノートやデータでも問題ありません。

1. 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

(基準省令第2条第1号イ及び同条第7号ム)・・・「**全種別**」

- ◆飼養施設の点検等の状況及び動物の数及び状態の点検を記録する台帳。
- ◆定期的に清掃・消毒・巡回を行い、1日に1回以上記録すること。

2. 動物の繁殖の実施状況

(基準省令第2条第6号ハ)・・・「**販売**」「**貸出し**」「**展示**」

- ◆繁殖を行った際に必要事項を記録する台帳。

3. 動物の取引状況

(基準省令第2条第7号エ)・・・「**全種別**」

- ◆取引(仕入れ、販売、トリミング、ホテル、貸出し、訓練など)が行われたときに、その取引相手と内容を記録する台帳。
- ◆日にちごとに分けて記入すること
- ◆取引の相手が決まった相手である場合には、取引相手の住所、法律の遵守の有無、登録番号等は、管理カルテ、アドレス帳、住所一覧表などがあれば、毎回記入しなくてもかまわない。
- ◆仕入れ帳、売上げ帳、予約ノート、管理カルテ等でも、記録すべき項目が記載されていれば、それを持って取引台帳とできる。

4. 動物の個体に関する帳簿

(法第21条の5、規則第10条の2)・・・「**販売業**」「**貸出し業**」「**展示業**」「**譲受飼養業**」

- ◆販売業者は、「帳簿」を備え、その所有する動物等の個体ごとに、次の事項を記載し、記載の日から5年間保存しなければならない。

※小型哺乳類、鳥類及び爬虫類等については群での帳簿管理も可

1. 当該動物の品種等の名称
2. 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行ったものが明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者

- の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行ったものが明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
3. 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 4. 当該動物を所有するに至った日
 5. 当該動物を当該動物販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 6. 当該動物の販売又は引渡しをした日
 7. 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 8. 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 9. 当該動物の販売を行った者の氏名
 10. 当該動物の販売に際しての法第21条の4に規定する情報提供及び規則第8条第6号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
 11. 当該動物が死亡（販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
 12. 当該動物の死亡の原因

5. 動物の健康診断書

（基準解説書 P33-35）※

- ◆対象は一年以上継続して飼養を行う犬猫。繁殖に供する個体のみならず、「販売」、「展示」、「貸出」、「譲受飼養」のために一年以上飼養する個体は対象となる。
- ◆健康診断は、毎年一回以上受診することが義務付けられている。繁殖に供する個体は雌雄ともに引き続き繁殖が可能かどうかの診断も受けさせなければいけない。

※帝王切開を行った場合、出生証明書および母体の状態と今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を獣医師から受け、5年間保存する義務がある。

※基準解説書：「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～」

基準解説書のダウンロードはこちらから

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html)



☆各業種に必要な台帳のまとめ

	販売業	保管業	貸出業	訓練業	展示業	その他 (競り・あっせん業、 譲受飼養業)
1. 飼養施設及び動物の点検状況 記録台帳	○	○	○	○	○	○
2. 繁殖実施状況記録台帳 (繁殖を行う場合)、 出生証明書 (帝王切開を実施した場合)	○ (※1)		○ (※1)		○ (※1)	
3. 取引状況記録台帳	○ (※2)	○	○ (※2)	○	○ (※2)	○ (※2)
4. 動物の個体に関する帳簿	○		○		○	○ ※譲受飼養業のみ
5. 健康診断書(1年以上継続し て飼養する場合)	○		○		○	○ ※譲受飼養業のみ

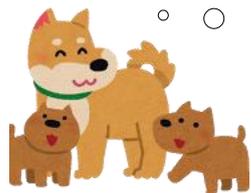
※ 1. 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書および母体の状態と今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保管する必要がある。

(基準解説書 P 42,43)

※ 2. 販売業者、貸出業については、「4. 動物の個体に関する帳簿」があれば、3. の台帳は省略可能

台帳の参考様式及び記入例はこちらから

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000572272.html>



記録をつけることが大事なんだね☆

☆「動物販売業者等定期報告届出書」（法第21条の5第2項、規則第10条の3）

動物販売業者等（販売業、貸出し業、展示業、譲受飼養業）は、毎年4月1日～翌年の3月31日までの期間の、次に掲げる事項を各月ごとに届出書に記入して、期間終了後60日以内（4月1日～5月31日）に提出すること。

- ・当該期間が開始した日に所有していた動物の種類ごとの数
- ・当該期間中に新たに所有するに至った動物の種類ごとの数
- ・当該期間中に販売もしくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該区分ごと及び種類ごとの数
- ・当該期間が終了した日に所有していた動物の種類ごとの数

※定期報告届出書は窓口、FAX、郵送もしくは電子申請（行政オンラインアンケートシステム）から提出できます。

☆従業員の員数規定にかかる書類（基準解説書 P20-26）

令和3年6月1日の法改正より、職員一人当たりの飼養保管頭数の上限が段階的に定まり、各事業所において職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成し、職員数の算出が必要となった。

定期報告届出書のダウンロード及び記入例はこちらから
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000572322.html>)



電子申請（行政オンラインアンケートシステム）での提出はこちらから
(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/bc1bd95b-abc9-44fd-aa72-2e6c31c2f482/start>)



参考様式第9 (基準省令第2条第1号イ及び同条第7号ム関係)

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示

飼養施設の所在地

日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
(例)	10:00	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無	東成 太郎	ケージに破損あり 修理済み

参考様式第10 (基準省令第2条第6号ハ関係)

繁殖実施状況記録台帳

動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示

動物の種類

交配等 年月日	メス (個体の名称等)	オス (個体の名称等)	出産・産卵 年月日	出産・産卵数	出産・産卵後の メスの状態	新生子・ 卵の状態	備考
(例) H24.2.29	マロン	ラッキー	H24.5.5	5頭	健・否	4頭 健康 1頭 疾病(心奇形)	今後の交配注意

参考様式第11 (基準省令第2条第7号エ関係)

取引状況記録台帳

動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の関係法令 遵守の状況	担当者 氏名	備考
(例) H24.1.1	(氏名) 大阪 花子 (住所) 大阪市北区中之島 1-3-20 (登録番号) 050001AB	(取引の区分) トリミング (種類) トイプードル (数) 1頭	遵守・違反	東成 花子	腹部に瘤あり 要注意

参考様式

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあつては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表(参考様式)

勤務形態	氏名	1週目								2週目							
		1	2	3	4	5	6	7	合計	1	2	3	4	5	6	7	合計
		月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日	
常勤職員の人数																	
非常勤職員の勤務延時間数																	
常勤換算方法による人数 (小数点以下切捨て)	$\frac{\text{非常勤職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数(40)}}$								$\frac{\text{非常勤職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数(40)}}$								
合計	常勤職員の人数+常勤換算方法の人数								常勤職員の人数+常勤換算方法の人数								

※飼養又は保管に従事する職員について、勤務時間数を記入すること（小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで入力）。

※員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は週40時間とし、雇用形態に関わらず、週40時間勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」とすること。

※常勤換算方法は、非常勤職員の「週の勤務時間」をすべて足し、「常勤の職員が勤務すべき時間数」（週40時間）で割って算出すること（小数点以下切捨て）。

※勤務延時間数に算入する時間数は、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数（週40時間）を上限とする。

他の書類により、勤務形態、氏名及び勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって代替して差し支えない。

ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合にあつては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。

(参考様式)

診断書

実施した個体：

診断結果： 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否： 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等：
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名：

動物病院等の名称：

所在地：

電話番号：

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等		
身体の確認	全身（被毛の状態、削瘦や肥満がないか等）		
	眼の周囲（目やに等で視力に影響がないか等）		
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）		
	四肢（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等）		
	肛門周囲（糞尿が固着していることがないか、傷やただれがないか等）		
生殖器の状態（傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等）			
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第 41 条の 2 に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第 41 条の 2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

【動物に関する情報】

種類・品種	ヒョウモントカゲモドキ	所有した日	2020年6月1日	数	6
繁殖者情報 <input checked="" type="checkbox"/> 繁殖 <input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 捕獲	氏名(法人名)	大阪 太郎	電話	06-6978-7710	
	所在地	大阪市東成区 大今里西 1-19-29	登録番号(業者)		
仕入れ元情報 <input checked="" type="checkbox"/> 繁殖者と同じ(右欄省略)	氏名(法人名)		電話		
	所在地		登録番号(業者)		

【販売又は引渡しに関する情報】

販売時の例

名前・整理番号等	2020.6.1-1	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input checked="" type="checkbox"/> 不明	数	3
生年月日 (不明時は推定日と輸入日)	2020年5月1日	販売又は引渡し日	2020年6月24日	特徴	色が薄い
相手先情報 (販売、引渡し)	氏名(法人名)	関西 花子	電話	06-6208-9996	
	所在地	大阪市北区 中之島 1-3-20	登録番号(業者)		
法令に違反していないか	<input checked="" type="checkbox"/> 違反していない		販売担当者	大阪 太郎	
顧客による確認	現物確認	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者		対面説明	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者
	顧客署名	関西 花子			
貸出し業を行う場合	目的	期間	情報提供	<input checked="" type="checkbox"/> 済	
死亡日	年 月 日	死亡原因			

死亡時の例

名前・整理番号等	2020.6.1-2	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input checked="" type="checkbox"/> 不明	数	1
生年月日 (不明時は推定日と輸入日)	2020年5月1日	販売又は引渡し日	年 月 日	特徴	小柄
相手先情報 (販売、引渡し)	氏名(法人名)		電話		
	所在地		登録番号(業者)		
法令に違反していないか	<input type="checkbox"/> 違反していない		販売担当者		
顧客による確認	現物確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者		対面説明	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者
	顧客署名				
貸出し業を行う場合	目的	期間	情報提供	<input type="checkbox"/> 済	
死亡日	2020年6月10日		死亡原因	感染症のため	

貸出し時の例

名前・整理番号等	2020.6.1-3	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input checked="" type="checkbox"/> 不明	数	2
生年月日 (不明時は推定日と輸入日)	2020年5月1日	販売又は引渡し日	2020年6月14日	特徴	マダラが濃い
相手先情報 (販売、引渡し)	氏名(法人名)	関西 花子	電話	06-6208-9996	
	所在地	大阪市北区 中之島 1-3-20	登録番号(業者)		
法令に違反していないか	<input checked="" type="checkbox"/> 違反していない		担当者	大阪 太郎	
顧客による確認	現物確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者		対面説明	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 取扱業者
	顧客署名	関西 花子			
貸出し業を行う場合	目的	イベントのため	期間	2020.6.15~2020.6.20	情報提供 <input checked="" type="checkbox"/> 済
死亡日	年 月 日	死亡原因			

【その他特記事項】

6匹とも 2020.6.1 に

上記は複数匹取り扱う場合の参考例として作成しています。
※個体ごとに1枠ずつ使用することも可能です。

【備考】

この書式は、「参考様式」のため、自作の様式での記入・保管も可能です。自作の様式の場合は、必要項目が記載されるようお願いいたします。帳簿の作成・保管の義務づけにともない、「販売業」、「貸出し業」で使用していた「販売時における説明及び確認(貸出し時における情報提供)実施状況記録台帳」(様式 11)については作成不要です。

◎各種手続き・手数料について

1. 変更届

(1) 事前に届出が必要なもの

- ①業の種別に応じた業務の内容及び実施の方法（様式第5）
- ②飼養施設の設置（様式第6）
＜これまで飼養施設を持たず営業していたものに限る＞

(2) 変更があった日から30日以内に届出が必要なもの（様式第7）

＜環境省令で定める軽微なものを除く※＞

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者の氏名
- ④ 主として取り扱う動物の種類及び数
- ⑤ 飼養施設の所在地、構造及び規模
- ⑥ 法人にあっては、役員の氏名及び住所
- ⑦ 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名
- ⑧ 事業所ごとに配置される、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名
- ⑨ 事業所に配置される職員の最低数
- ⑩ 営業時間
- ⑪ 犬猫等健康安全計画

※ 環境省令で定める軽微な変更

- ・飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、登録（更新を含む）を受けたとき、変更の届出をしたときから通算して、延べ床面積の30%未満であるもの。
- ・ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、登録（更新を含む）を受けたとき、変更の届出をしたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の30%未満であるもの。
- ・照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
- ・ケージ等、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管場所、清掃設備、空調設備、訓練場に係る変更であって、現在の設備と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの。
- ・飼養施設の管理の方法の変更

注意

- * 申請者が他者又は他法人に変わる場合は、廃業新規となる。
(継承は認められない。)
- * 同じ申請者、同じ施設であっても、個人から法人への変更又は、その逆の場合は、廃業新規となる。
- * 飼養施設が移転した場合は、廃業新規となる。

変更の届出は電子申請（電子申請（行政オンラインアンケートシステム））から行うことも可能です。

電子申請（行政オンラインアンケートシステム）での届出はこちらから
(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/745dd9ff-068c-47e7-b035-3f0c78610104/start>)



2. 登録証の再交付申請について

登録証を失くしたり、滅失したとき、あるいは動物愛護管理法第14条第2項（様式第7）に基づく変更届出をしたときには、動物取扱業登録証再交付申請を行うことができます。

- * 変更届出の際は標識（様式第9）を最新の内容に書き換えて掲示しておけば、必ずしも再交付申請の必要はない。

3. 廃業の届出

次の各号のいずれかに該当することになった時は、当該各号に定める者は、**30日以内に廃業等の届出**をすること。(様式第8)

- ① 動物取扱業者が死亡した場合・・・その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合・・・その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合・・・その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
・・・その精算人
- ⑤ その登録に係る動物取扱業を廃止した場合
・・・動物取扱業者であった個人又は動物取扱業者であった法人を代表する役員

4. 更新

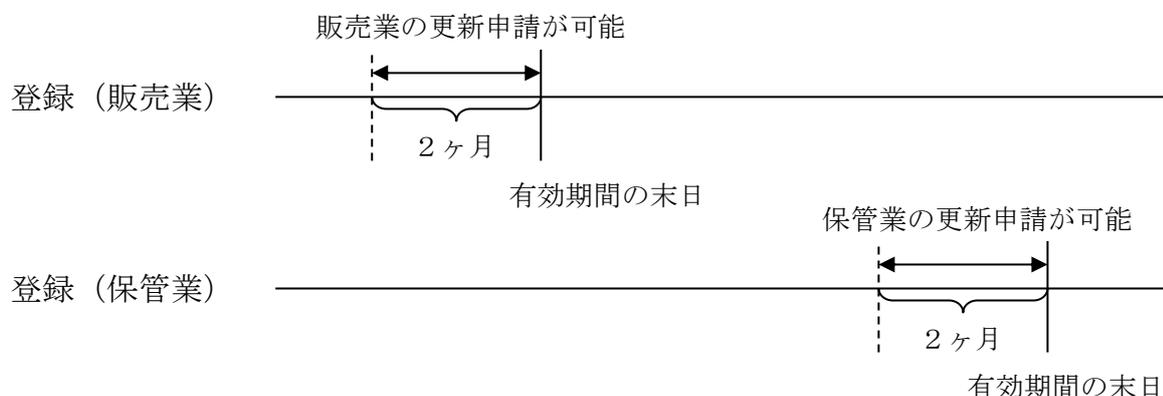
動物取扱業の登録は有効期間が設けられており、5年ごとの更新が必要です。(様式第4)

- ①更新期間
有効期間が満了する日の2ヶ月前から有効期間が満了する日(末日が土・日・祝日の場合は、その直後の開庁日)までの間
- ②複数の業種の登録を受けている場合は、更新期間前の業種の更新についても、他の更新期間内の業種の更新と同時に行うことができる。この場合の更新期間内の業種の更新後の有効期間は、更新期間内に更新の申請がされた業種の有効期間となる。

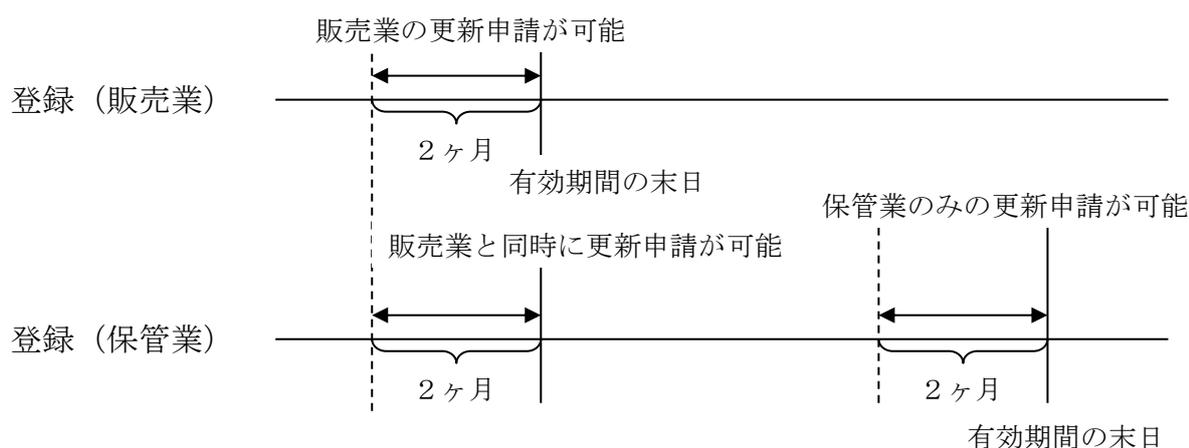
(例)

販売業（4月1日まで）、保管業（5月30日まで）の登録を受けている者が、3月1日に同時に更新の申請をした場合、有効期間は販売業・保管業ともに5年後の3月31日までとなる。

別々に更新申請する場合



同時に更新申請する場合



5. 手数料（自治体により金額が異なります）

(1) 新規登録申請（大阪市の場合）

- ・ 第一種動物取扱業1業種 15,000円
- ・ 同事業所で複数業種を同時申請する場合、2業種目以降は1業種ごとに7,500円

(2) 登録更新申請（大阪市の場合）

- ・ 第一種動物取扱業1業種 13,000円
- ・ 同事業所で複数業種を同時申請する場合、2業種目以降は1業種ごとに6,500円

(3) 登録証再交付申請（大阪市の場合） 1業種につき1,700円

◎消毒について

(1) 消毒とは

感染症を予防するために、病原性微生物を死滅させることを消毒という。消毒の方法には、物理的方法（煮沸消毒など）と化学的方法（薬物消毒）がある。

(2) 代表的な消毒薬の種類と特性

消毒薬	特性		その他
逆性せっけん	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・毒性が低い ・分解しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・布類の消毒には不 適当
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物（石けん、汚れ等）があると殺菌力が低下 ・ウイルスには無効 	
アルコール類	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・使用法が簡単 ・脱脂作用 ・結核など多くの菌に有効 ・毒性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指、皮膚、ガラスや金属の器具の表面等に適
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・一部のゴム・プラスチック製品を変質させる ・蒸発しやすい、引火しやすい ・ランニングコストがやや高い 	
グルコン酸 クロルヘキシジン	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・毒性が低い ・細菌に幅広く効果あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールと併用可 ・粘膜へは使用不可
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・石けんがあると殺菌力が低下 ・ウイルスには無効 	
塩素剤	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・安価である ・毒性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暗所に保存する ・酸性の薬剤との混合は禁忌 ・布類、水、食器、床、壁等に適
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定で分解しやすい ・色物は色落ちする ・金属は腐食する ・刺激臭がある 	
クレゾール 石けん	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・安価である ・消毒力が強い ・有機物が有っても効果あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷皮膚には不可 ・排泄物、床、壁等に適
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気が強い ・高濃度溶液の副作用が強い ・ウイルスにはあまり効かない 	

ヨウ素剤	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚への副作用が少ない ・分解しにくい ・細菌、ウイルス、真菌に有効 ・色により濃度が推定できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚、粘膜、傷への使用可
	短所	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維などを着色性あり ・日光、有機物で不活化される ・金属を腐食する ・過敏症をおこすときがある 	

(3) 動物取扱業施設で使いやすい薬品名とその使い方

①塩化ベンザルコニウム（オスバン）（逆性石けん）

効能	有効	多くの細菌、真菌
	無効	結核菌、ウイルス
手指 (0.05%~0.1%)	①石けんで手洗いし、十分にすすぐ ②逆性石けんを使う ※一般の石けんと同時に使うと効果があがらない	
用具、器具など (0.05%~0.2%)	逆性石けんに浸した布でふき取る ※ゴム製品、合成樹脂などへの使用は控える（劣化する）	

②消毒用エタノール、イソプロパノール（アルコール類）

効能	有効	多くの細菌、真菌、ウイルス
	無効	芽胞菌、一部のウイルス
手指	①手をよく洗う ②布や脱脂綿等に十分にアルコールを含ませてふく ③自然乾燥させる ※手が荒れやすい	
用具、器具など	①布や脱脂綿等に十分にアルコールを含ませてふく ②自然乾燥させる ※表面が十分に濡れる程度にアルコールを噴霧する ※ゴム製品、合成樹脂などへの使用は控える	

③グルコン酸クロルヘキシジン（ヒビテン）

*水溶液又はアルコール溶液として使用する

<0.05%～0.2%グルコン酸クロルヘキシジンアルコール調製法>
5%ヒビテン液1～4mlを消毒用エタノール100mlで希釈

効能	有効	多くの細菌、結核菌、多くの真菌 一部のウイルス（アルコール溶液の場合）
	無効	芽胞菌、ウイルス
手指 (0.1%～0.5%水溶液)		①よく手を洗う ②薬剤を5mlほど手に取り、すり込む。又は薬液を十分に含ませたティッシュ等で手をふく。
用具、器具など (0.05%～0.5%溶液)		薬液を十分に含ませた布でふき取る

④ 塩素剤

*使用方法是それぞれの製品に準ずる

・次亜塩素酸ナトリウム（ハイター、カンファペット等）

効能	有効	ほとんどの細菌、ウイルス
----	----	--------------

・二酸化塩素（バイオウィル、バイオチャレンジ等）

効能	有効	多くの細菌、ウイルス
----	----	------------

★消毒のポイント★

- ・消毒薬は、汚れをしっかりと落としてから使用する
- ・消毒薬の使用温度は、「室温」が効果的である
- ・消毒薬は、適正な濃度と消毒時間を守る
- ・消毒薬の有効期限を確認する
- ・消毒薬の保管場所に注意する

お部屋はきれいにしてね



○周辺環境の保全措置(法第 25 条)

動物愛護管理法では、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給餌に伴い発生した鳴き声や臭い等によって周辺の生活環境が損なわれて居る事態が生じている場合に、都道府県知事または政令市の長がその事態を除去するために必要な措置を取るよう勧告できるとされています。

この勧告が守られなかった場合には、勧告を守るよう命令が行われ、この命令が守られなかった場合には 50 万円以下の罰金が科せられる場合があります。

周辺の生活環境の保全に係る措置

勧告措置の対象となる事態（動物愛護管理法施行規則第 12 条）

次のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

○第一種動物取扱業登録簿について

手続きが完了すると、登録証に記載の内容が第一種動物取扱業登録簿に登録されます。第一種動物取扱業登録簿は公開の対象となり、大阪市のホームページにも掲載されます。

○立入調査について

順次、各施設を巡回し、立入検査を実施していますので、突然お伺いすることもあるかもしれません。お忙しいとは存じますが調査にご協力を賜りますようお願いいたします。